

令和7年度 鹿沼市立南摩中学校 運動部活動の活動方針

1 部活動の方針

鹿沼市教育委員会が策定した「鹿沼市における運動部活動の在り方に関する方針」(H30.11)に則り、本校生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、家庭・地域等の理解と協力を得ながら、より安全で充実した部活動にしていくために本方針を策定した。

(1) 部活動の目的

部活動は学校教育の一環として、生徒が教員等の指導の下、自発的・自主的に行うものであり、技能を高め記録に挑戦する中でスポーツ等の楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図るとともに、学校生活に豊かさをもたらすものである。

同時に、学年を越えた交流の中で生徒同士や教師等との好ましい人間関係を構築し、責任感や連帯感を養うなど、生徒の多様な学びの場としての意義も有している。

(2) 推進に当たっての配慮事項

「鹿沼市における運動部活動の在り方に関する方針」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶、心身の健康管理や安全な活動環境の整備を図る。

2 運営と活動計画

(1) 活動計画・実施報告書の作成

顧問は本校の部活動の活動方針に則り、毎月の活動計画(活動日時・場所・休養日・大会参加等)を作成し校長に提出するとともに、保護者にも提示し理解と協力を得られるようにする。校長は活動計画等の確認により各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い過度な負担とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(2) 休養日と活動時間の基準

部活動における休養日と活動時間等については、成長期にある生徒が、運動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおりとする。

【休養日】

① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。

※ 平日は少なくとも1日、土・日(週末)は1日以上を休養日とする。

※ 公式な大会等を間近に控える時期(1週間以内)について休養日を設けなかった場合には、その前後に代替の休養日を設ける。

※ 土・日の両日もとも大会参加等で活動した場合も同様に、代替の休養日を設ける。

② 長期休業中の休養日の設定についても学期中に準じた扱いとするが、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設けるようにする。

【活動時間】

① 1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業中)では3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

② 練習試合等で基準の活動時間を超えて活動する場合には、その日の休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

【その他】

① 朝の練習は、原則実施しない。

※ 特設部活動の実施に限り、必要なときは保護者の同意と校長の許可を得て実施することができる。活動時間は7:30~7:50とする。

② 定期テスト(中間・期末)前3日間は、部活動は実施しない。

※ 定期テスト後間もなく(1週間以内)に公式な大会等があるときは、保護者の同意と校長の許可を得て、部活動を実施することができる。

3 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

運動部 野球部、**バドミントン部**、ソフトテニス部（男子）、バレーボール部（女子）

特設部 駅伝部、合唱部、その他

※ 特設部は希望者の有無及び大会引率の可否を考慮して開設する。

(2) 部活動場所

野 球	校 庭	ソフトテニス	テニステニスコート
バレーボール	月・火 2階 オープンスペース 木・金 体育館	バドミントン	月・火 体育館 木・金 南摩小体育館

※南摩小体育館※体育館の使用については、都合等により変更になる場合有り。

※土日等の体育館使用(午前・午後等)の割振りは、割振り規定をもとに決める。

(3) 年間活動終了時刻と下校完了時刻

【平日】

期 間	部活動終了時刻	下校時刻	期 間	部活動終了時刻	下校時刻
4月～7月	17:30	17:45	11月第3週目～12月	15:45	16:00
9月～県新人大会 (10月中旬)	16:45	17:00	1月～2月第2週目	16:15	16:30
県新人大会後～ 11月第2週目	16:15	16:30	2月第3週目～3月	16:45	17:00

【休日】

原則として、午前8:00～午後4:00の間の3時間以内で実施する。（ただし練習試合等、特別な場合はこれ以外とする）。

また、原則として土・日（週末）は1日以上を休養日とする（大会前や練習試合等で休養日を設けなかった場合には、その前後に代替の休養日を設けることとする）。

4 危機管理

- (1) 活動の前後だけではなく、活動中にも生徒の様子を観察し健康状態の把握に努めるとともに、一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。 体調不良があるときは参加させない。
活動前後に手洗いや手指消毒を行い、飲み物の共有などは行わない。
- (2) 定期的に施設・設備や用具等の安全点検を実施し、生徒が安全に活動できるようにする。
- (3) 活動中に事故が起こる等、緊急の場合は、危機管理マニュアルに沿って迅速な対応を行う。
- (4) 活動中は、指導者が現場で指導に当たることを原則とするが、やむを得ず練習に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力するなど安全面に十分配慮して活動させる。ただし、放課後に全教職員が参加する会議や研修があるときは、部活動は行わない。
- (5) 気象庁等が発表する注意報（暴風・大雨・雷等）などの情報を収集し、天候の急変などの場合には、練習や試合の中止、及び計画の変更等の適切な措置を講ずる。
- (6) 夏季の高温・多湿下で活動する場合には、適切に休憩を取り、適宜水分補給を行えるようにするなど、「熱中症予防運動指針」等を一つの基準とし、熱中症予防への対策を講ずる。
(WBGT等による運動実施可否判断など)

5 入部（転部）の手続きについて

- (1) 入部（転部）の手続きは所定の用紙により行い、保護者が記入・押印し学級担任に提出する。
- (2) やむを得ず転部する場合は、両部の顧問、学級担任、本人、保護者とよく話し合い、最後に校長が許可をするものとする。
- (3) 転部が決定したときには、学級担任がその理由や生徒指導上必要なことなどを全職員に連絡し、共通理解を図る。

6 年度末における進路決定者（3年生）の部活動参加について

- (1) 部活動特待、部活動による特色選抜、またはそれに見合った条件での進学が決った生徒において、本人および保護者からの練習の申し出があった場合「練習参加許可願い」を提出し、学校長および顧問がそれを認めた場合に行うことができる。（＊詳細は既定の別紙にて）
- (2) 3月31日までの進学先高校での部活動参加については、本人と保護者の同意の下で参加することとし、下記の事項を十分確認する。
 - ① 3月31日までは本校在籍であるため、事故の発生時のことも十分に考慮すること。
（注）中学校での部活動でないため、スポーツ振興センターの保険適用外となる。
 - ② 高校の指導者の認知する活動の下であること。
 - ③ 参加する際の交通には保護者の監督の下、十分に安全であること。※窓口は、関係部活動顧問または学級担任が行い、部活動係がまとめて学校長に報告する。

7 その他

- (1) 各部が参加する大会の日数は、生徒の過度な負担とならないよう、中体連主催の大会を含め上限20日程度（年間）とする。ただし、予選を勝ち抜いた関東・全国大会等は含めない。
- (2) 文化部活動については文化活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いとする。

部活動入部願

令和 年 月 日

鹿沼市立南摩中学校長 中田 英雄 様

保護者 氏名 _____

住所 鹿沼市 _____

電話 _____ () _____

_____年 生徒氏名 _____

生年月日 平成 _____年 _____月 _____日生まれ

上記の生徒を () 部に入部させたいのでよろしくお願いします。

なお、部活動における個人情報については、大会参加申込者の確認、プログラム等への掲載、記録集及びホームページ等への掲載、報道機関への情報提供等を承諾します。

学級担任

部活動入部願

令和 年 月 日

鹿沼市立南摩中学校長 中田 英雄 様

保護者 氏名 _____

住所 鹿沼市 _____

電話 _____ () _____

_____年 生徒氏名 _____

生年月日 平成 _____年 _____月 _____日生まれ

上記の生徒を () 部に入部させたいのでよろしくお願いします。

なお、部活動における個人情報については、大会参加申込者の確認、プログラム等への掲載、記録集及びホームページ等への掲載、報道機関への情報提供等を承諾します。

学級担任